

第2回道州制推進道民会議

第2分科会

日 時 平成17年11月8日(火) 9:30~
場 所 北海道庁赤れんが庁舎2階1号会議室

○前川室長：

本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまから、第2回道州制推進道民会議第2分科会を開催いたします。

私、本日の司会進行を務めさせていただきます地域主権推進室長の前川でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

なお、本会議は道の規定により、公開の扱いといたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、会議の開催にあたりまして、吉田企画振興部長よりごあいさつ申し上げます。

○吉田部長：

皆さん、おはようございます。今日はお忙しいところ、お集まりをいただきましてありがとうございます。

この道州制推進道民会議につきましては、地域のことは地域自らで決めることができる地域主権型社会、この実現を目指しまして、道州制に関する道民議論をリードする会議として今年の5月に設置をして、去る6月9日に第1回の会議を開催をしたということでございます。その際の会議の中でもいろいろ議論ありましたが、委員の数が多くて、議論が非常に拡散をしてなかなか収斂しないというようなお話もあり、もう少しテーマを整理しながら、掘り下げた議論ができるようにした方がいいのではないかなというようなお話もございましたので、三つのテーマを設定をいたしまして、テーマごとの分科会でまず議論をしていただくということにいたしました。

さらに、知事を中心といたします全体会議を来月に開催して、それぞれの分科会からの報告をいただいた上で議論を深めていきたいと考えているところでありますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

去る4日に、第1分科会を6名の委員の皆さんにお集まりをいただきまして開催をして、「道州制のもとでの北海道の将来の姿」などについて、大変熱心な議論をしていただきました。今日開催をいたします第2分科会のテーマにつきましては、「道州制にふさわしい北海道の自治体のあり方」についてご議論いただければと思っております。

道州制に向けた道の取り組みなどについては、後ほど担当の方からご説明をさせていただきますけれども、委員の皆様には、国や道州、市町村の役割分担、あるいは道州制のシステムはどうあるべきか等々について、幅広い角度から忌憚のないご意見をいただければというふうに思っております。

道といたしましては、この会議の内容についても広く発信をいたしまして、道内での議論喚起に努めていきたいというふうに思っておりますし、今後の道州制あるいは道内の自治体のあり方の議論に反映をさせるように努力をしていきたいと考えております。

限られた時間の中でありまして、どうぞよろしくお願いいいたします。

○前川室長：

議事に入ります前に、当会議の委員に異動がございましたので、ご報告申し上げます。

まず、北海道農業協同組合中央会の宮田会長が、東京在勤のため、会議への出席は困難との理由で退任されました。かわりまして、飛田副会長にご就任していただきました。

また、ニセコ町の逢坂前町長は、衆議院議員に就任され、公務多忙との理由で退任されたところでございます。

それでは、本日出席の委員の皆様を順にご紹介させていただきます。なお、恐縮でございますが、席は 50 音順とさせていただきますので、お許しをいただきたいと思えます。

まず、吉田部長の右隣から北海道総合研究調査会常務理事、本日の会議のコーディネーター役をお願いすることとしております、五十嵐智嘉子委員でございます。

北見市長の神田孝次委員でございます。

奈井江町長の北良治委員でございます。

NPO法人地域生活支援ネットワークサロン事務局代表の日置真世委員でございます。

北海道大学公共政策大学院助教授の山崎幹根委員でございます。

よろしく願いいたします。

それでは、本日の会議に入ります前に、まず会議の全体の流れについてご説明させていただきます。

まず、議論に入るきっかけづくりといたしまして、道州制に関する最近の動向等について、事務局から 15 分ほど説明させていただきます。その後の議論の進行につきまして、五十嵐委員にお願いしたいと思います。なお、本日の会議は 11 時 30 分までを目途に予定しておりますので、よろしく願いいたします。

では、道州制に関する最近の動向につきまして、当室の出光参事より説明させていただきます。

○出光参事：

地域主権推進室の出光でございます。

それでは、事務局といたしまして若干お時間をいただきまして、道州制推進に向けてのこれまでの経緯などについてご説明をさせていただきますと存じます。

恐縮ですが、お手元の資料 1 をご覧いただきたいと存じます。

資料 1 でございますが、去る 6 月 9 日に開催いたしました第 1 回の会議で、委員の皆様からいただいたご発言をいくつかの共通するテーマごとに整理させていただいたのが、このペーパーでございます。この会議の最大の焦点となります「道州制における目指す北海道の姿」という観点で考えますと、大きく「日本の北海道・世界の北海道の可能性」、そして「自治体のあり方」、それから「住民自治」と、この三つのテーマに分類することができるのではないかと。そして、それに関連する事項としまして、住民の意識改革や議論の方向性に関するご発言をいただいたものと考えております。

そこで、第2回の道州制推進道民会議は、これらの三つのテーマごとに分科会を開催し、幅広くご意見をいただいた上で、知事も交えての全体会議でさらに議論を深めていただくことといたしまして、委員の皆様のご了解をいただいたところでございます。

一つ目のテーマは「日本の北海道・世界の北海道の可能性」ということで、道州制におきます道外、海外に対してアピールできる北海道をどのように作り上げていくかということです。経済的に自立した北海道をどうつくるのか、住民の暮らしの満足度を高めるにはどうすればよいか、というような点につきましてご議論をいただいたのが、先週4日に開催いたしました第1分科会でございます。

二つ目としましては、道州制にふさわしい北海道の「自治体のあり方」というテーマで、道州制のもとでの行政のあり方についてご議論をいただくのが、本日のこの第2分科会でございます。

そして三つ目に、道州制のもとで住民の活動、自治はどうあるべきかということで、道州制のもとで地域において、住民、NPO、コミュニティー、民間団体などがどのように行動し、行政とどのように連携していくのかなどについてご議論いただくのが、来週16日に開催いたします第3分科会でございます。

続きまして、資料2をご覧くださいと存じます。

資料2は、「道州制に向けた取り組み」の直近の状況をご報告させていただくものでございますが、まず図の上半分の図で、全体を俯瞰しております。現在の行政の仕組みでは、国が最も大きな権限を持っているわけですが、道州制においては、国から道州へ、道州から市町村へそれぞれ事務・権限を移譲し、住民に最も身近な基礎自治体であります市町村が、行政サービスの中心的な役割を担いますとともに、市町村でできないことを道州、さらには道州で担えないことを国が補完するというような行政のあり方がふさわしいと考えております。さらに基礎自治体におきましては、住民や民間ができることは極力、住民や民間が担うこととして、それでもできないことを行政が補完するという姿が理想ではないかと考えております。このような姿に向けまして、国から道への権限移譲という形で道州制特区に、そして道から市町村への事務・権限の移譲に取り組んでいるところでございまして、また、民間活動の育成という意味も含めまして地域自治区の可能性について、現在、調査を行っているところでございます。そして、これを含めた全体の道州制の検討ということも、同時並行で進んでいるところでございます。

この資料2の下半分でございますけれども、現在、国におきましては、小泉総理の諮問を受けまして、地方制度調査会において道州制の議論が活発に行われているところでございますけれども、その議論の現段階での状況といたしまして、例えば現在、国、特に地方支分部局が実施している事務は、できる限り道州に移譲するという点ですとか、市町村は「補完性の原理」や「近接性の原理」に基づきまして、地域における事務をできる限り総合的に担うこととすると、そういう基本的なポイントが地方制度調査会で示

されているところでございます。こういう考え方は、道の考え方とほぼ一致するものとなつてございます。

そのほかにも全国知事会や他の府県、そして各地域の経済団体などにおきましても、道州制についての議論が活発に行われているところでございまして、まさしく日本全体で道州制に向けて動き始めてきたところと受けとめているところでございます。

続きまして、資料3をご覧くださいと存じます。

資料3は、「道州制特区の状況」でございます。道州制特区は、北海道をモデルに道州制を展望して、国からの権限移譲や規制緩和を先行的・モデル的に行いまして、それによって国民に、地域が自ら決めることによるメリットを実感していただくという観点で進めているものでございます。道では昨年4月と8月の2回にわたりまして、個別具体的な権限移譲や規制緩和に関する提案を九つの分野ごとに提案する道州制推進プランと、そして、国の出先機関との機能等統合や法令面での地域主権推進などを求める総合的推進事項、この二つの柱からなる提案を国に対して行ったところでございます。その後、国では今年4月に、関係省庁の局長クラスからなります「道州制特区関係省庁連絡会議」というものを設置いたしまして、道からの提案に対する検討を進め、この7月に第1次の回答が示されたところでございます。しかしながら、その回答内容は、道にとりましては満足できる内容ではなかったことから、8月に国の回答に対する道の意見を提出いたしまして再検討を求めていたところでございまして、先月、10月6日付ですが、国から再回答が示されたところでございます。その内容は、一定の前進は見られましたが、道の提案とは依然として乖離がございまして、道としては今後、道州制特区の制度的な裏づけを強化するために、道州制特区の推進法の制定などについて国に働きかけていくこととしていただいております。

それから、資料4をご覧くださいと存じます。

資料4は、道から市町村への事務・権限の移譲の状況でございます。道州制特区と並びます道州制に向けた道内での先行実施の一環としまして、道から市町村への事務・権限の移譲を進めているところでございます。今年3月に策定いたしました道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針に基づきまして、道内の市町村や広域連合に対しまして、平成18年度からの移譲要望を照会いたしましたところ、9月5日現在で道内市町村の約4割にあたります82団体から900件以上の要望が出されたところでございます。道としましては、移譲方針の初年度にもかかわらず、これほど多くの要望があったということは、「まちづくりは自分たちの手で」という強い市町村の皆様の意気込みを感じたところでございます。今後は、要望のありました市町村と具体的な協議を進めまして、協議の調ったものから順次、移譲を進めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、資料5をご覧くださいと存じます。

資料5は、「地域自治区の可能性について」という資料でございます。地域自治区は、

住民自治を充実するために市町村をいくつかの区域に分けて、その区域を単位といたしまして住民に身近な事務の処理を、住民の意見を十分に反映させ、かつ行政と住民が相互に連携して行うために設置するものでございます。そして、地域自治区には、地方自治法に基づくものと、市町村の合併の特例に関する法律、いわゆる合併特例法に基づくものが制度上あるわけでございます。なお、道内におきます地域自治組織の設置状況を見ますと、これまでに合併または18年3月までに合併を予定している21地域のうち、地方自治法に基づく地域自治区を設置するのが伊達市など3地域、合併特例法に基づく地域自治区を設置するのが石狩市など4地域、そして合併特例区を設置するのが瀬棚町など3地域、地域審議会を設置するのが函館など6地域となっており、さらに合併特例法の規定によらない独自の仕組みを採用されるのが北見市でございます。さらに、道では、この地域自治区を設置しました道外での取り組み事例なども調査をいたしまして、先日、新潟県の合併特例法に基づく地域自治区を設置した2カ所を訪問して、お話を伺ったところでございます。

まずその中の一つでございますが、今年1月に14の市町村が合併して旧上越市を除く13の地域に地域自治区を設置しました「上越市の安塚区」では、全町民を対象としたNPO法人をつくろうという方針のもとで、NPO法人「雪のふるさと安塚」を設置しております。このNPO法人には、1,217世帯のうち、95%にも及びます1,167もの世帯が参加を申し出ておりまして、まさしく全町NPO法人として、これまで役場が担ってきました田舎体験事業ですとか各種イベントの運営ですとか、それからCATVの番組づくり、公共施設の管理など、さまざまな事業をこのNPO法人が行っているところでございます。

また、今年5月の1市2町の合併により誕生いたしました新たな「柏崎市の高柳区」では、高齢化率が42%を超えるという状況の中で、来るべき市町村合併を踏まえて、これまでの自治組織を競争力・連携力のある自治組織へ転換しようということから、平成14年度から3年かけまして、町民を挙げて新たな地域運営システムの構築に向けた検討を行ったところでございます。その結果、集落による豪雪の克服ですとか福祉などを進めます「地域運営システム」というものを構築いたしまして、地域協議会を核として住民によって構成されるさまざまな自治組織が機能し、事務所や地域住民自治組織と連携を図りながら柏崎市との調整役を担うという地域自治組織をつくり上げたところでございます。詳細につきましては、別途報告書をまとめているところでございますが、調査の結果、いずれの事例にも共通して言えることは、地域の住民の意向を行政に的確に反映させるという本来の目的を達成するためには、住民自らが高い意識を持って地域自治組織の構築段階から参画するということとともに、地域協議会や事務所が、単なる中央への陳情ですとか要望のための組織になるというのではなく、住民自らが積極的に行動をし、行政はサポート役として住民を支えていくと。そういう住民と行政が相互に連携し、ともに担い手となって協働するということが重要ではないかと考えているところで

ございます。

最後に、資料6でございますが、6月に開催いたしました第1回道民会議での議論を受けまして、道としましては、できることはすぐに実行に移すということで、これまでに次のような取り組みを行ってきたところでございます。一つ目は、道州制等に関する研究を推進するために、各大学で行われる研究や講義、ゼミなどに職員を積極的に派遣いたします「研究サポート事業」でございまして、これまでに三つの大学で4回の講義やフォーラムへの参加などを行ってきたところでございます。

二つ目は、道内外での地域自治体の設置などによる「住民自治に関する事例研究調査」でございまして、その調査経過や報告につきましては、今後、道内市町村での検討材料となりますよう、ホームページに掲載するなど情報提供に努めてまいりたいと考えております。

それから、三つ目といたしましては、道州制の取り組みを広く住民にご理解いただけるよう、ホームページや資料などには、いわゆるお役所言葉的な表現をできるだけ避けまして、わかりやすくするよう努めたところでございます。

最後に四つ目といたしまして、道としての政策決定に反映させるために、これまでさまざまな機会を活用して市町村や道民の皆様からの意見を伺ってきたところでございますけれども、そのさまざまな議論の経過を広くホームページで公開することによりまして、さらに幅広く道民のご意見を反映したいと考えているところでございます。

今後ともこの会議でのご提言を踏まえまして、できることから速やかに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上で、事務局からのご説明を終わらせていただきます。

○前川室長：

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。

○五十嵐委員：

一つ質問ですが、道から市町村への事務・権限移譲の状況で、かなり数多くの移譲要望があったということで来年4月から進むようですけれども、見ますと、許可とか許可的な事務事業のようですけれども、これにかかる予算とか人の派遣ということもあわせて決まっているということでしょうか。それも大体見えているのですか？

○前川室長：

今、財源については市町村と協議をしているところですが、実績に合わせて予算配分するという形になると思います。

○五十嵐委員：

予算と、人の派遣等は……。

○前川室長：

人の派遣につきましては、財政的措置に人件費を含めております。だいたいの目安はお示ししておりますが、道職員の大体平均給与分の人件費が組み込まれていまして、そ

の権限や事務に1年間にどれだけ従事したかを各部から出してもらいまして、今それを整理しているところです。

○神田市長：

意見を言っているのですか。

○吉田部長：

言いたいことはわかりますから。

○神田市長：

まだ話し合いがついているわけではないですから。

○吉田部長：

道の方では、この仕事を移すときに単価計算をして、こういうルールでこの仕事にはこれだけの単価でというお話はしておりまして、個々の移す権限によって金額が違ってくる。高いか低いかというのはいろいろ議論ありますけれども。人をストレートに1人移すか移さないかというのは、なかなかそれは難しいことで、市町村の方からご要望があれば、道職員も派遣をするということは当然考えます。

○前川室長：

一応額については、これは市町村からはもっとふやせという意見は出たところです。これは間違いない。ただ、他府県さんとの比較からすると、むしろ真ん中よりは上位、むしろ上位に近い形で算定はしているというのは自信を持っています。

○神田委員：

権限移譲のところでもまず話が出たのですが、これは私どもも一応受けたいというのは挙げていますけれども、納得しているわけではありません。金額の問題ではちょっと...。どんな組織もそうなのですけれども、建物を維持したりいろんな行動をしたりする経費というのがかかりますよね。今、道は直接人件費だけなので、その部分で言うと多分議論があって、企業でいえば直接人件費の3倍ぐらいの経費というのが会社全体ではかかるのですね。ところが今、移譲は、これは北海道だけではないのですけれども、違うところも直接人件費的なものになっていますので、この辺は多分議論があると思うのです。

それよりもまず根本的なことは、やりたいということなら手を挙げた180自治体ぐらいになるのでしょうか、要するに180通りの権限移譲の形がいいのかと。道は権限移譲することによって、自治の仕組みをまずしっかりと示し、その上で権限移譲のあり方を示し、北海道としては権限移譲することによってこれだけスリム化になりますよと示す必要がある。そうすると、当然それだけの経費が浮いてくるわけですから、それについて再配分をするという考え方をしっかり持っていないと。手を挙げたところに権限移譲をしていくというやり方だと、180通りの権限移譲が出てくるのですよ。そうすると効率化に全然ならないし、政府として、今日、自治の仕組みを議論するわけですが、自治の仕組みを議論するときに、ばらばらな議論に実はなってしまうので、今試行的な

ことでやっておられるので、そのこと自体はいいことなのですけれども。私どもが主張させていただいているのは、やっぱりそこはちゃんと整理をしていかないと、権限と財源の関係についても北海道と国のやりとりしていることと同じように、ただ、今のような移譲のされ方をすると、やっぱり困るのだと思うのですよ、権限移譲のメリットがないですから。その辺をこれから議論して整理をしていくことが、簡単にできることではないと思いますけれども、自治づくりの議論とつながっていくというふうに我々は考えています。

○五十嵐委員：

今日の議論に入る前に議論になってしまって……。

今の件については、前の道州制の会議でも若干議論になりまして、ばらばらと権限移譲するのはおかしいのではないかと私もその場で言ったのですけれども、私の理解はそのときは、5年後にはすべての権限をやっぱり市町村が持つべきであるという道の考え方が示されていると理解をしております、ただし、それがもし5年後やるというのであれば、また5年かけてそこまで行くのかという議論になるのですけれども、そうではなくて、もうやれるところをやっていこうではないかと。多少乱暴なのだけれども、あるいは多少混乱が起こりそうであるけれども、踏み出してみようかなということだったのかなとちょっと理解しています。ただ、それに関してのやっぱり5年なり5年、それからその方向性を見据えてという、今、神田市長がお話しになったことはそのとおりだと思いますし、その道筋を、プロセスをきちっと示すということが重要なのかなというふうに思っております。

○神田委員：

私が申し上げたのも、結局、権限移譲が進まないのですよ。例えば、小さなまちで権限移譲を受けてといっても、受けられませんものね。そうすると、基礎的自治体としてしっかりと能力をつけ、独自の政策立案するにも何をやるにもやはりある程度の規模も必要になってくる。そうすると、自治体のあり方等の議論ということになってきますので。

○五十嵐委員：

何かちょっと今日の議論に少し入ってしまったようなので一旦……。

○北委員：

そのことを議論することも非常に大事なことです。これは、自治の仕組みは、権限移譲そのものについて、どうあるべきかということを見解を持っておりますから、そして事実、もう広域連合で受けている部分もありますから、そういう事例を含めてどう広げていくかということを含めて、これはまた別にあるのでしようけれども。今するのですか。

○五十嵐委員：

今日の議論はそこなので……

○北委員:

ただ、一番最初にちょっと質問の中で基本的なことを、見解が聞きたい。

まず大事なことは、道州制そのもののとらえ方と考え方、それと実行の仕方、やり方、こういうことを含めて、諸般の環境をちょっと説明していただきたい。

ということは、一つは小泉総理を中心としていわば北海道をモデルにした道州制をつくりたい、こういうことを言っています。同時に、これは経済財政諮問委員会、そういう方向ですが、内閣府がご存じのとおり、北海道だけの先行には極めて疑問がある、問題がある、こういうことも言っています。それから、新聞等の報道で私は読み取っておりますのですが、いま一つは、今説明ありましたように、各省庁の姿勢ですが、北海道提案13項目のうちの10項目が、今説明ありましたように、移譲が困難だと、こういう姿勢をとっていますね。そういった中で、内閣府、政府、省庁、それから道の姿勢は今チャレンジしているところですから、それはそれとしていいのですが、この動きについてちょっと道がどうとらえているか。これは基本的なことですから、道民の皆さんにわかりやすくちょっと説明していただきたい。これは非常に大事なことですよ。

○吉田部長:

おおよその流れは、先ほど担当の方からご説明をしたとおりでございますけれども、平成16年の4月と8月に2回に分けて道が提案をしたわけです。もともとの道州制の議論の発端というのは、小泉総理から知事に対して一つの提案があって、それを受けとめて、もともと道は、道自ら道州制についても議論してきた経緯がありますので、前向きに受けとめて検討することになったという中で提案をしてきておりますが、今お話しありましたように、小泉総理を初めとして、構造改革・行政改革の一環としてこの道州制を進めていくというお気持ちが非常に強いのだろうというふうに思いますが、ただ一方では道州制の問題については、ご案内のとおり今、地方制度調査会で検討していることもあって、なかなか制度設計の議論に踏み込むようなことは、今の省庁の中ではできないという現実もあるのです。そうした周辺状況がある中で、実は物事が事実上進んでいるということでもあります。

道が先ほど申し上げましたように、16年の4月と8月に提案をしました。その際に九つのプランを提案いたしました。その中には権限移譲も、連携共同事業もありますが、そのほかに法令面での地域主権の推進でありますとか、あるいは将来、州政府をつくるに当たって、国の出先機関と道庁との組織の統合についても検討すべきであるとか、それから、何よりも政治主導型で推進組織をつくるべきだといったような提案を申し上げたわけでありまして、その提案を受けまして、国に、実際に窓口になる組織が内閣府の中にできたわけでありまして、そのほかに、国の霞が関の中に道州制特区の関係省庁連絡会議というのができたということでもあります。

それから、政治主導ということを我々も強く言っていたことも多分あると思うのですが、自民党の中に道州制調査会というものができまして、その調査会の中に北海道道州

制小委員会というものが、自民党の中にできました。国が道の提案をいろいろ検討するに際しまして、この自民党の調査会がかなり厳しいヒアリングをして督促をしたという経緯がございます。それで、実際にそういうふうにいる督促をしていただいたのだけれども、どういうことになっているかという、先ほど説明がありましたように、連携共同事業については、当たり前といえば当たり前であります、これは前向きにやりましょうという話になっておりますけれども、13項目の権限移譲についてはほとんどゼロ回答でございました。ゼロ回答でありましたので、私どもも猛烈に反発をいたしまして、一度玉を投げ返しております。投げ返した結果、またさらに検討をしていただいて、去る10月に再回答というのがなされておりますが、これとても、確かに最初の回答に比べるとやはり前向きに、それは政治主導的ないろんな圧力もあったと思いますけれども、いろいろ検討していただいて、当初に比べると前向きに受けとめていただいているのだと思うのですけれども、ただ、私どもの提案していることとの間には大きな溝があるということは事実でありまして、我々としてはこれでよしと全く思っているわけではありません。

実は、このように議論がなかなか進まない一つの背景というのはどこにあるのかといえば、問題はやはり道州制そのものについて、国においても地方においても、きちっとしたコンセンサスが何も得られていないわけです。だれも、道州制というのを定義づけて、公定的にこういうものであるというふうになっていないわけでありまして。我々内閣府ともさんざん議論をしておりますけれども、結局、道州制というのは何も決まっておりますので、ではお互いに議論してこういう道州制につくりましょうという議論にもならない。先ほど言ったように、地方制度調査会が検討しておりますので、そこで制度設計の議論をするということになっていきますから。その制度設計の議論抜きにして、現実的な議論をしているということ、なかなか話が進まない、これじゃいかんと。やはり道州制を、道州制特区なら道州制特区をきちんと推進していくような、受け皿になるような、根拠法をやっぱりつくるべきではないのかということ、我々としても思っております。そういう中で10月28日に、北海道道州制小委員会が中間報告を出しまして、これは政治主導型の話ですけれども、その小委員会の報告の中で、北海道道州制特区をちゃんと引き続き推進していくのだということと、それから北海道道州制特区推進法というものをやっぱりつくるべきだということが、小委員会の報告の中ではっきりと打ち出されているということでありまして。

その小委員会の報告を受けまして、その後、全国知事会の中にも道州制について検討する特別委員会というのができておりまして、うちの知事もそのメンバーの1人です。和歌山県の知事さんが会長であります。その全国知事会の特別委員会の中でも緊急アピールがなされまして、北海道道州制特区は推進すべきであるということ。それから、推進法はやっぱりちゃんとつくるべきだと。その際、将来的にはやはり北海道だけではなくて、ほかの県もこの道州制について検討して、条件が整えばきちっと道州制特

区を提案して話が進んでいくような、そういう根拠法をきちっと整備すべきだという趣旨の緊急アピールが示されているという状況になっているということでもあります。

道州制特区というのが、もともとわかりづらい話でありまして、実は私どもが国の関係の方と話をしております、推進法をつくるときに行動計画と何が違うのだという話もあるのです。私どもは、道州制の特別法をつくるわけではなくて、道州制特区推進法をつくったらどうですかとっております、それはあまり道州制の制度設計の議論をしないで、例えば権限移譲とかそういう問題をまず積み重ねて、それが道州制の議論につながるようにしていこうと、そのモデル的な取り組みを進めていこうというふうになんかやっているわけです。ところが、そういうふうに言っているにもかかわらず、国の方もそういうのを進めていこうと言っているにもかかわらず、具体的な議論が進みませんので、やっぱり進めるための根拠法をつくれというふうに申し上げているわけです。だから、道州制特区は道州制そのものではありませんので、そのところがどうも勘違いされているといいますか。わかっている人は、したがって道州制特区をあまり推進したくないし、わからない人はわからない人なりになかなか話が進まないという状況になっております。

それで、道の基本的なスタンスでありますけれども、道が提案している 13 項目については、少なくとも実現すべきだと思っております。ただ、今の状況の中では、右から左に直ちに 13 項目が実現する状況にはありませんので、国が少なくとも前向きにとらえて検討していただいている分については、もうどんどん実施していく。つまり得られる果実はどんどん速やかに実現をして、道民の皆さんに、「国から地方に権限が移って物事が進むということは、こういうことなのだ」ということを、小さいながらもモデル的なものをお示しをして議論をしていただくような、そういうことを進めていきたいというふうに思っておりますので、国からの再回答を受けて、これでふたが閉まるという状況ではありません。一つは道が提案したものを少しでも実現をすべく引き続き努力するということ。それから、道州制特区の議論もさらに進むように、法的な整備をしていただきたいということをきちっと働きかけていきたい。それが、本格的な道州制の議論につながるだろうと思っております。

地方制度調査会が今、道州制について議論しております、来年の 2 月ごろに報告を出すことになっておりますので、おそらくその地方制度調査会が報告を出せば、また次の議論につながっていくだろうと思っておりますので、我々としては地方制度調査会ともしっかり連携をして、この取り組みを進めていきたいと考えております。

○北委員：

よくわかりました。そこで今、言葉の中でありましたけれども、道のスタンスとして、いわゆる権限、財源含めて大胆に移行したいと、こういう姿勢はもう絶対持っていますね。前提として。

○吉田部長：

私どもは、これは勘違いをされたら困るというか、誤解を招いたら困りますが、実は今議論しておりますのは、単に道庁の権限を強化するための議論をしているわけではありませんで、国と地方の役割をもう一度再構築をしようという提案をしているのです。国は、今は手取り足取りで何でもかんでも全国一律でやっておりまして、地方は閉塞感にさいなまれているわけでありますので、それを打開するために国の役割と地方の役割を再配分したらどうか、ということをもっと提案をしている。道としてはしたがって、国からきちっと地方に権限を移すべきだという議論をしている。

もう一つは、道庁が肥大化するという話ではあり得ないので、道州制の議論をしているときの前提は、先ほどの権限移譲とこれにつながってくるのですけれども、基礎自治体を中心に考えるべきだと、こう申し上げております。道州制のもとでの基礎自治体というのはどうあるべきかと、そこを議論して、まず基礎自治体がきちっと主たる仕事をやっていただくという仕組みにすべきであって、そのために道庁の権限も相当の部分を基礎自治体に移すべきであるということが一つあります。それと、国から道の方にも必要な権限を移せと。それには財源が伴わなければできませんので、財政的な手当てもきちっとしなさいということで、全部をセットにして議論をしているということです。

○北委員：

よくわかりました。そこで、大切なことは、今まで権限移譲の中身をちょっと見させていただきましたが、ほとんどデスクワークなのですよね。ですから、本当に枝葉の部門でなく、幹の部分をどう移行するかということが、これからの最大の課題だと私は市町村として思います。そういう意味で、今後の議論の中で私はそれなりの意見を持っておりますので、ご理解いただきたい。今までの説明で前段の話はよくわかりました。

○前川室長：

それでは、五十嵐委員、引き続き議事の続行をお願いいたします。

○五十嵐委員：

それでは、ちょっと時間を食ってしまいましたけれども、11時半までですので、大体11時25分ぐらいを目途に議論を進めていきたいと思っております。ご協力よろしくお願いいたします。

もう既に、議論に半分入った感じがしておりますけれども、この分科会のテーマはまさに「自治体のあり方」ということで議論をしていこうということでございます。

恐らくいろいろなテーマというのは皆さんお持ちかとは思っておりますけれども、基本的に二つのことを念頭に置いていただければいいのかなと思っております。一つは、やはりあるべき論、役割分担あるいは住民参加、あるいは仕組みとして、それから財源としていろいろなテーマがあるかと思っておりますけれども、「あるべき姿とはどういうことなのか」ということが一つかなと。ただ、白地に絵をかくわけではございませんので、現状がありますので、それではその現状と乖離しているこの部分、あり方とその現状の乖離をいかに埋めるかと。先ほど北町長から少し考えを持っているとお話がありましたけれ

ども、いかに埋めるかというそのプロセスですね、そこについての議論と、恐らくこう
いうテーマでいくのかなというふうに思っております。

最初、それぞれの委員の方から一言ずつ考え方を述べていただいて、少し議論を深め
ていこうかなというふうに思いますので、まずこの順番でいきますか。神田市長からお
願いします。

○神田委員：

まず、今、自治のあり方というテーマの中で求められているのは、一つは住民自治と
いう側面からの本来あるべき自治論と、それと現実には効率ということも求められてい
るのだらうと思います。先日も網走支庁管内の合併の懇談会にも出たのですけれども、
私だけではなくて皆さんがおっしゃるのは、わかりやすく比喩的に言うと、町民税が1
億円で交付税を10億円もらっていて、これが自立と言えるのかと。それで自立をすべ
きだという議論が成り立つのかと。そもそもそれは全然自立ではなくて、依存だと、懇
談会でそういった意見も出ておりました、ただ、さりとてやっぱり、地域で地域を守っ
て地域を豊かにしていくという責務もありますので、一方的な議論でもいけない、とい
うような話がありました。そういう意味ではこの合併の議論というのは、ある程度効率
も求められていると。

さらには、それぞれ分権という流れの中で、今、権限移譲の話もありましたし、ある
いは自立して政策を立案していくというときに、ある程度の規模があって政策立案能力
とか法務能力とかというさまざまな技術的な分野の能力も必要になってくるということ
なのだろうというふうに思っております。

私どもも今回、合併を3月5日にするのですが、それぞれの地域に自治区を設けよう
ということで、これは北見独自の方式で、ということなのですが、北海道の場合どうし
ても、面積が広い、距離があるということから、合併したときにいろいろ問題が出てく
るのは、地域の自治といったときに、果たして合併して中央集権的な自治体にしてしま
うと、地域の声というのが地域づくりに反映されてこないのではないかという問題があ
ります。また、今、日本社会の中で問題になっている、地域の中で住民自らがいるん
なことを決めていくということをしてこなかったために、行政が全部やってきたためにい
るんな弊害も起きているという反省があります。特に顕著な例で言うと、災害のときな
どは、地域がしっかりしているところは被害が非常に少ないし、地域、簡単に言うと隣
近所のつき合いがないところは、災害のときに非常に被害が大きいということも実例と
して出てきておりますし、地域の中で人と人が向き合わなくなってきたというの、や
っぱり非常に問題なことだと思います。これは日本の歴史の中ではあまりなかったこと
がここ20年、30年の間に地域社会の中で、お隣の人と助け合わなくても何とでもなる
というような世界になってきたことが、いろんな問題を生み出しているのではないかと
いうような反省もあります。その根本は、例えばイギリスの近隣政府のように、地域で
自らお金を出し合って、自ら自分たちで決められることは決めていくみたいな近隣政府

的な考え方というのが、全く日本の自治の中からなくなってきたというような反省もあります。そういった意味から、自治づくりをどうしていくのかという議論の中から、合併をして効率性はある程度求められるので、効率的なことはやっていくけれども、しかし方向としては、住民の自治をむしろ高めていくといたしますか、そういった仕組みに、近隣政府的なところにいかに近づけていくのかというような試みを、我々としては合併を契機にしていきたいというふうに実は思っております。そのことと支庁制度の問題と今の権限移譲の問題は実は不可分なことなものですから、私どもとして北海道さんに申し上げているのは、提言もさせていただいておりますけれども、一遍にはいかないのだと思うのですが、自治のあり方について道州政府を目指すということであれば、そういった議論をしっかりと地域として行っていくべきであるというふうに考えております。

前回は申し上げましたけれども、合併というのは強制でできるものではありませんので、ただ、正面からきちんと議論をしていくということはやっぱり必要なのだろうというふうに思います。広域連合という形もあるかもしれませんが、ただ本当にそこは真摯な議論をしっかりと、効率的なことも含めて、地域の自治も含めて、保てるのかという議論を道民議論として盛り上げていくことが必要ではないかと。どちらかというところと合併も、「やりたいところはやったら？」というところに進んできました。権限移譲も「欲しいところにはあげますよ」という形に進んでいます。私は道州政府の形として、道州政府を目指すのだとすると、そういうことではないのだろうというふうに思いますので、やはり強制ではなくて、しっかりと正面から地域で人が向き合うように、というふうにお話をさせていただきましたけれども、我々もしっかりと、住民の皆さんや地域の皆さんと向き合っていくことが必要であると感じています。

それで、私どもの自治区でいいますと、「選択と責任」というのですが、政策を地区で選択する権限もあるけれども、地区で責任も当然生じることを実は条例でうたわせていただいて、住民自治を高めていく方向に何とかしたいと考えています。たまたま自治区というのは、それぞれ旧市町に設けるのですが、私どもが目指しているのは、例えば北見市でいいますと人口 11 万でございますので、北見市が単独の自治区になっているのですが、その中にコミュニティ自治区というようなものも設けて、ある程度顔の見える範囲の中でその地域の問題をしっかりと議論していただこうと。これはまとめていただいた資料に書いてありますけれども、そういった方向に進んでいけたら、ということでありま

1 回目はこの程度にさせていただきます。

○五十嵐委員：

では、北町長、お願いします。

○北委員：

今回の議論の中で権限移譲ということが非常に大きなことで、権限と財源は、言うま

でもありませんけれども、セットして移行しなければいけないということは、まず基本的な考え方である。それから、今ほど企画振興部長の方からお話でしたが、北海道が先行して行えと。しかし、国も道も補完性の原理はきちっと守りますよという、その姿勢は非常に大事なことだし、権限移譲について市町村を主体にしてどういうふうにするかということ、道州制とのつながりもありますから、そういう意味の道州制だと私は理解しておりますから、まだまだ権限・財源が移行できるだろうと、私なりに思っております。

その一つの例といたしましては、奈井江町と1市5町で広域連合をやっております。これはどこでもやっていなかったのですが、いち早く道にお話し申し上げまして、いわゆる介護保険の監督権といいますか、取り消し権も含めていただいた経過があります。財源も移行していただきました。ただ、人件費については、これは移行されなかったわけでありまして。これについては、道ともお話ししましたし、総務省とも話ししましたが、総務省の財政当局は、「いや、これはもうはっきり言って、これだけ権限譲られて広域連合でやっているのですから、実際は広域連合に対する交付税措置はありませんが、構成市町村への交付税等で配置できますよ。交付税については、道庁と話し合っただけで直接関係市町村に人件費をおろす考えも、もしやろうとしたらできますよ」と、こういうお話をいただいておりますから、私はそういう意味では今回大胆な移行をするということに対して、賛意を表しております。

それと、いま一つは、自治のあり方という話がありますけれども、市町村合併をこれから促して3年、5年かかる。それから権限移譲といったってだめなのですよ。これは、隗より始めよと。まずできることからやりましょうということで、広域的な連携を強めていくということが非常に大切だろうと、こう思っております。その中の一つとして今介護保険の例も申し上げましたが、今、地域主権室に言っていることは、老人の福祉施設の指定権、監督権です。これはいま介護保険でも医師の水増しをしたり、それこそ大変な不正給付が行われている。これを防ぐのは、現場サイドに移行することが最も合理的だと、こういうふうに思いますから、これらについても検討していただいております。医療系も非常に難しいという話も聞いておりますが、これもある程度認められつつあるということで、私ども道の主権室と話し合っております。国とも話し合った中で、広域連合ならこれはできるだろうと、こういうことになっております。実際やっておりますから。

それから、いま一つ大きな問題は、冒頭に申し上げましたけれども、私どもの町が去年の大変な猛吹雪で道道の管理だとか国道の管理だ、もう動きも何もできなかったのです。全部、市町村に、私どものまちに依頼があったのです。道からも電話、土木現業所からの電話、開発局からも電話が来ますし、ぜひ国道のあの部分をこうやってください、あそこで詰まって非常にクレームがついていると。道道もこういうふうになっていますよと。こういうことで、我々は全職員を集めて、その態勢整えをしました。それに呼応

するように道道、町道、国道の境なしで私も取り組まなければいけないという指示を出しました。住んでいる住民にとっては同じ道路ですから、そういう意味では奈井江町の取り組みは非常に評価されました。

そういうことからいいましても、この権限をどう移行していくかということが非常に大切なことだと思います。今また、神田委員からお話、自治の仕組み、それも大切だと思います。同時に今、隗より始めよでやらなければいけないということになりますと、やはり広域連携的に1町で完結しない場合は、連携で管理していく。例えば具体的に言いますと、奈井江浦臼線なんか、これは奈井江と浦臼で奈井江大橋ができましたから、一貫してできるのです。ですから、町道の除雪やなんかでもそうですが、町道の部分は町道の部分をやって、道道になりますと、全部上に上げて、これは道にやっていただくのだからと、こういう非効率的なことを平気でやっている。これを全部移行していただきたい。それが1町で完結できない場面が、道道の場合たくさんあります。当然のことだと思う。そういう場合にはお互いに自治体間協力をし合って、自治体間で話し合っ、この除雪排雪も含めてやることによって相当経費が削減されます。あわせて申し上げますと、道道の維持管理です。これも一貫してやれるのです。

例えば、赤平に続いている赤平奈井江線です。奈井江と歌志内と上砂川は全部広域連合でやっているところなので、お互いに町長同士が「これがみんな移行されたら、みんなやれますわな」こういう話もしているのですよ。ですから、そういう意味では自治を再編成をするのに、この権限・財源移譲で大変いい機会になる。協力し合う。自治体間協力。場合によっては将来一つになっていっても構わないのではないかと、こういう話も出てくるかもしれない。この実感を込めて住民意識を変える、自治体意識を変える、非常に大きな役割を果たさざらうと、こう思っております。道道の維持管理でも今口ききだとかいろいろありますけれども、そういったことを発注するのでも、市町村道と同じように現場で発注する。そうすると、地域経済に大変大きなプラス面が出てきますし、そして広がりも出てくる。こういった意味から言いましても、ぜひこのことについて移行といえますか、さっき言いましたように、この枝葉でなく幹の部分に移行すると、相当の財源が移行されます。ざっと計算しただけでも何十億とありますから、この近隣だけで。そして、私ども市町村も、皆さん同じだと思いますが、だんだん公共事業が少なくなつて、その分野の人の仕事がなくなつてきたのです。こんなこと言ったら失礼ですけども。ですから、そういう意味で大幅な権限移譲をすることによって、道庁としても大変補完性の原理ということを先ほど言いましたが、大変大きな役割を果たすと、こういうふうに思います。

それから、民にできるところは民に、私どもやっております、全国から随分視察をいただいておりますが、今日は日置さんもおられますけれども、NPOに相当の部分、指定管理者制度ということに移行しております。温泉などもやっていただいておりますが、随分違います。活力が違います。やる気が、役場の職員だったらやる気なかつた

のだと、そういうわけでなく、やはりニーズに応じて変化ができるのです。行政だと1回1回議会に図っているいろいろなことをしなければならない。民だと柔軟にそれができる。やはり住民ニーズにきちっと対応するということができる。

それから、道の駅なんかもやっていただいております。これらでもどんどんアイデアが出て、恐ろしいくらい膨らみが出てきております。

そういうことで、民に移行することによって大変大きな役目を果たしておるといえることが言えますから、私はもちろん住民参加を含めた自治のあり方ということの議論も必要なことは事実でございますけれども、しかし隗より始めよと、そういう中で自治体間の連携、協力関係、そして合併するところはしていく、また広域連合でやれるところは広域連合でやりながら、将来に向けていろいろな小さな政府をつくる努力をその中で確立していく。住民自ら、そして自治体自らそういう発想を得ていくということが、私は何よりも大切だと、こういうふうに思います。

第1回目はこの程度にしておきたいと思います。

○日置委員：

この中ではただ1人立場が違うので、ちょっと視点が変わるかと思うのですが、皆さんのお話を今まで聞いていて、ちょっと畑違いだけでも、ここの分科会に入って本当によかったなと思っているのです。今、いろんな市町村の側から道に質問があったり、意見があったりというのを聞いてみると、とても不思議な気持ちになってきて、それはふだん私たちが、市町村に対して感じていることをそのまま言っているような錯覚に陥るのです。そうだ、そうだと思うのですけれども、でも私はこっちに対して言っているのですね、ふだんは。でも同じことを考えているのに、立場が違う同士で話すると通じないのだなという、すごく不思議な感覚に今陥ったのです。

例えば、権限移譲というのは多分、自治体が今やっていることを私たちのようなNPOとか住民がやっていくことなのだろうと、そのままそうなのだろうと思ったのですけれども、必要直接経費だけだとかというのは、もうずっと前から私たちの業界ではあって、委託事業だとか補助金事業ってすごく理不尽なのですよね。人件費そのままだけしか見てくれなくて、間接経費なんか今まで一度も見てもらったことなんか無い。それが当たり前だと私は思っていたのに、そのくれている人たちが、「それはおかしい」と道に言っているという矛盾、すみません。悪口を言うつもりはないのですけれども、そういう錯覚に今話を聞いていて陥っていて、だからきっとチャンスなのだろうと私は思ったのです。同じ課題が違う立場の中であって、それを全体の仕組みとして、今見直さなければならぬのだろうというふうに思って聞いていました。

だから、ここは道州制というところで見ると、焦点としては道、国の権限を道州にどう移譲していくかというところに焦点が当たって、それが全体としてはつながっていると思うのですけれども、今の議論だととても階層的に感じ取れてしまって、多分階層的に感じてしまうというところはだめなのだろうと。住民から見てもなぜ身近に感じな

いかというと、何かすごく階層的なところのイメージが非常に強くて、自分たちの問題としてなかなかとらえられないなという気がしたので、だから、私たちの側として感じているこのギャップをどう埋めていけばいいのかな、なんていうことを感じながら聞いていたのですけれども。話を聞いていて私が思ったのは、多分地域自立というところに最終的には結びついていくので、その条件みたいなものをある程度整理する必要があるなというふうに思いました。

そもそも自治体とは何かということになってしまふのですけれども、自治体が自立して運営されていくための条件というのは、ただ権限が移譲されて、財源が移譲されてというのではきっとだめだろうと。そのためには、先ほど神田さんがおっしゃったように、技術論みたいなものがあると思うのです。それをやり抜くための技術も必要だし、能力も必要だし、それは私たちもやっけていてわかるのです。委託事業をやるのでも、やっぱり事務的能力もなければだめだし、人を動かす能力もないとだめだし、組織としてそういった力がないとちゃんとした仕事ができないというのはあるので、ただ熱意だけではできないというがあるので、多分、政策だとか制度だとか仕事をやっていく上で能力というのは、ある程度必要だろうというふうに思います。

もう一つは、お金が要ります。お金というものが必要だ。これはどういう形でお金が来るといのはまた議論になると思うのですけれども、財政的な裏づけがないとできない。

もう一つが、意識的なところだろうと思うのです。意識としてやっていく、それをやっていくんだという覚悟というか必要性みたいなもの、この三つがそろっていないと実現できないと思うのです。

それを考えたときに、私が行政の方とつき合っていると、階層的になっている中で、国の人の方が技術的には一番すぐれているかなというふうに正直思います。今、私は福祉の制度にかかわることが多いのですけれども、厚生労働省の人と話をすると、非常に制度をつくっていく考え方を話すと通じやすいのですけれども、同じ福祉の分野の人でも、市町村の担当の人と制度の話をして、さっぱり話が通じないということがよくあって、小手先の手続とかというのはわかるのですけれども、法的な制度の読み取り方だとか、あとここがこうだという話をして何か通じないというのをよく感じるので、今階層的になっているところのさっきの三者のバランスみたいなものが非常に偏っているのだなと。だから、私たちのような住民は、やっぱり技術的なことも高めなければならないし、お金もないですから。お金も、移譲されたときに、でもできるのかという問題もあるので、その辺のバランスが必要かなと。自治体でいうと、意識というところで一番つまづくというか、意識が同じになるとすごくうまくいくのですけれども、担当が変わったら、先日も子育て支援関係の全国的なフォーラムに出たときに、担当が変わると全部崩れるという話で盛り上がったのですけれども、気持ちのところでは共有できない。先ほど国とのコンセンサスが得られていないという話があったのですが、多分それと全く仕組み

は同じだと思うのですけれども、コンセンサスが得られたときには非常に仕事がうまくいくけれども、それが得られないとちっとも先に進まない、まさに同じだなと思って聞いたのですけれども、それがもうミニチュア化して地域のあちこちでも起こっているから、そこをどうしていったらいいのだろうと。でもみんな抱えている課題は同じなので、そこら辺のいい方法が思いつくといいなと思いながら、そんなことを考えながら今まで聞いていました。

○山崎委員：

今の日置代表の意識という話で思い出したのですけれども、先週たまたま財務省から来た方の話を聞く機会がありました。中身は地方分権、三位一体、市町村合併、多岐にわたっていたのですが、結論を非常に単純化して言うてしまうと、「場当たりのな公共施設を次々とつくってきた地方自治体によって、今日の財政破綻が生じた」と、全く身もふたもない話でした。無論反論したのですが。

ここで、何でもこういう話をしたかという、恐らく今日ご列席の委員の方には、珍しい話ではないかもしれませんが、国の中央の本音というのは、そういうところにあるのかなと改めて認識したからです。ですから、先ほど北町長が吉田部長に質問されたことともかかわってきますが、国によって北海道が切り捨てられるという話は、ひょっとしたら政治状況からいったら、突然に来るのかもしれないというふうに私も思いました。その根幹というのは中央から言わせると、地方のモラルハザードによって財政破綻が生じたのだというふうに整理するわけです。ですから、我々がこの道州制を考えると、そうした議論というものが中央の側にあるのだということを常に意識しなければいけないということを、改めて思った次第です。

それで、私は国と地方との関係、今日は地方自治一般の話ではなくて、道州制にとって北海道の地方自治がどうあるべきかという話であります。そうした中央とどういふふうに対峙していくのかといったときに、考えなければいけないのは、むしろ中央集権的な縦割りのな行財政システムが、地方の自主性、自立性をゆがめてきたのではないかと、我々は問題にしていなければいけないわけです。それは財務省からすると、例えば補助金の話なんかをすると、補助金を申請する方が悪いという話になるわけです。ですから、むしろそうした議論に対抗するときに、具体的にでは実際に地方にどのような問題、例えば中央集権的な行財政システムが、地方の現場でどのようなロスやコストを生じさせてきたのかということをも明らかにしながら対抗しなければいけないと思います。

この間、北海道庁、地域主権室の方が霞が関でいろんな折衝をされていらっしゃる、非常にご苦労されているということはわかっているのですが、ただ残念ながら外側から見ると、一体どういった議論があるのかというのは、非常によくわからないところがあるわけです。

例えば、北海道の道州制推進プランで、幼保の一元化というのがありました。私もい

まだに幼保の一元化、道州制にどうつながるのかというのはわかりにくいところもあるのですが、しかし、その幼稚園と保育所というのを一緒にすることにも、いかに地方自治体が苦労してきたか。一緒に共有施設をつくるとか、一つ屋根の下で行き来を自由にするというのを、ついこの間まで認めてこなかったのは、むしろ国の縦割り主義的な行財政システムであったのではないか。例えば、そういうことを一つできないために、どのようなロスやコストがかかってきたのか、というようなことを明らかにしながら、国と対抗していなければいけないのではないかとこのことを申し上げたいと思います。

今後の議論の進め方として、ぜひ今日は神田市長、北町長、日置代表ら地域で頑張っている方々がいらっしゃるわけですが、国と道あるいは各省庁の二重行政の弊害というのが、いかに地域の自治をゆがめてきているのか。それを一体ではどうやって解決しなければいけないのか。先ほど北町長が道路の管理のことをおっしゃっていましたが、そうした実情を具体的に示していくことによって、何で道州制なのかを議論をしていく必要があると思います。

長くなりましたが、以上でございます。

○五十嵐委員：

私も発言を少しさせていただいてから、議論をしようと思うのです。

皆さんのお話を聞いていて、一つ一つそのとおりだなと思うことがあるのですが、基礎自治体として、という議論をしたときに、どういうあるべき姿があるのだろうかということを考えていくと、よく言われることが、住民に一番身近なサービスを提供する行政であると。だから、身近な住民の意向が一番把握されているだろうというふうに言われるのですが、先ほど日置委員からぱっきり切られてしまいましたけれども。

身近に居過ぎるから住民と同じ側というのでしょうか、先ほど神田市長もおっしゃった住民も今まで要望するだけで自分で決めてこなかったという長い歴史がある。市町村も同じように、自分で決めてこないで、住民立場に立って要望をしてきたという歴史もあるのですよね。そういうことから考えると、今の市町村のままで、権限が移譲されたとしても、住民のニーズというものをきちんと把握できるのだろうかという疑問がやっぱりあるという感じはします。住民が何を望んでいるかというのは、単に要望ではなくて、社会的に見て、良心的に見てと言ったら変ですけども、こういうあり方が必要なのだろうかということが必要なものであって、単純に要望とか、例えば家の前に車が多いので信号つけると、そんなようなことではないわけで、そこの判断力が基礎自治体の職員には求められるのだろうと思うのです。住民が求めている地域に必要なことを、いかに判断をして、それを施策に転換できるか、神田市長がおっしゃった政策能力です。そして、それを評価して、見直して、さらにそれを効率的に運営する、いわば全体のマネージメントができる能力というものが必要とされているのだろうなど。そういうことを住民の身近なところでできる組織というのが、恐らく基礎自治体に必要なことではないかなというふうに思います。

ただ、今の仕組みの中では、例えば福祉に携わっている職員でも2年たったらかわる、それから建設に携わっている人たちも、専門職を除いてはどんどんかわってしまうという仕組みの中で、「2年前いた人は気持ちが変わってくれたけれども、今度来た人はわからないのでできないよね」という弊害も結構ありまして、そこのところをどうするか。そこの一つのヒントなら、先ほどから北町長がおっしゃっているような、広域でやれるところは広域で専門的にやっていきたいと思いますという考え方。そうすると、広域連合なのか、あるいは第1部会でもって出たようなエージェントなのか、エージェンシーというスタイルなのかということもあるかもしれませんが、別組織というのでしょうか、住民のサイドには立っているのだけれども、ちょっとワンクッション置いた専門的な集団というところである意味実施していく、執行していく、マネジメントしていくと、そんなような仕組みというものを、あるべき姿として考えられないかという気がいたします。

そのため乗り越えなければならない課題というのは、今ほとんど皆さんから出ましたので、あえて私が繰り返すまでもないという気がいたしますので、ここまでにして……

○北委員：

ちょっと一言だけいいですか。

日置さんが話したこと、非常に大事なことだと思うのですが、誤解があったら困ると思います。厚生労働省、国は制度も知っているといったけれども、確かにつくるから知っているのですよ。道も知っている。ただ、五十嵐さんご存じのとおり、ケアプランをつくったのは我々自治体ですよ。それを国が持って行ってそこから推進された。現場は現場なりに相当努力しながら、発想を豊かにして取り組むことが非常に大切なこと。市町村によって差異はありますけれども。

それからいま一つは、お話しございましたように、担当によってかわる。それはとんでもないことでして、これは市町村長の重大な責任だと、私はそう思っております。そういうことはあっては全くいけない。

それから、山崎先生が言った、縦割り構造。これが今でも国がひどいのです。道もそのとおりなのです。これが権限・財源の移行ができない大きなネックなのです。時間ないから言いませんけれども、ここのことを、この縦割りの中で、現場が反対するところが相当あるのです。ですから、そういう意味でこのことも掘り下げていく必要があるのではないかなと。

それから、財務省が、市町村が勝手にどうのこうのと、とんでもない話でして、これは山崎さんのおっしゃるとおりであります。景気回復だと市町村に事業をやらせた。私は住民生活に即したのしか選ばなかったのですが、ほかの市町村長さんは次の予算がとれないということで大変苦労して機嫌とっていたことも、これも事実でございます。そういう事実があったということは事実です。

以上でございます。

○五十嵐委員：

もうちょっとつけ加えさせていただくと、山崎先生のおっしゃったことは、国の役人がよく言いそうなことなのです。でも嫌がるというのを無理やり上げさせたのはあなたたちだろう、という感じももちろんあるわけです。そこは両方に反省しなければいけない点があって、そういうことが無駄をつくってきたのですけれども、今やその無駄が内包されてしまっているのですよね。市町村にも道にも。行政の中に、そういうものを1回手を挙げたものが、予算がずっと続いていて、そのことをやるがためのまた人たちをつけてしまっているという。これは国に対してもきちんと言わなければいけませんけれども、まず自分たちもやっぱりそういうところで無駄を抱えている部分は見直す必要があるというふうに思っています。そういうことを言う国の役人は、本当にどうしようもないなと思うのですけれども。

それから、国の人の方が聞いてくれるんです、ということは、一部、こんなこと言ったら悪いのですけれども、一部の政策を立案している国の人たちは聞いてくれますよね。逆に言うと、国の人たちは実際に現場を持っていないので、現場を非常に大切にしてくれる。現場でいいことをやっている、それをずっと取って行って、さっきおっしゃったように、全国に流そうとする。全国バージョンですよとやってしまう。さらに最近はそれも変わってきて、それが今まで弊害を生んでいたところもあったのですよね。この地方でうまくやっているのだから、これをモデルとして全部やりなさいと。これは一部違うところもあった。

この2年ぐらいはどうかというと、あなたたちがやりたいところ、その地域で手を挙げをさせておいて、その地域についてはどんとその予算をつけますけれども、ほかで手を挙げないのだったら、もうそれはやらなくていいよというふうにだんだん変わってきていて、全国一律という考え方はもうないのだろうなというふうに感じています。

そのときに、国の方と話をしている非常に思うのは、政策立案のところでは非常にコンセプトというか、立案する基本的な考え方は一致するのだけれども、実際に制度とか施策として出てきたときに、微妙に違ってきているということがあるのです。その微妙に違っていているのが都道府県に来て執行されて、さらに市町村に来たときには、その制度をいかにうまく地域で執行していかなければならないか、というようなことになっていて、「もともと考えていたことって、こういうことだったろうか」ということが、ものすごく山のようにあるのです。だからこそ、国の権限というのは、あり方を示してくればいいと。日本国というのはこういうふうになりたいのだと。あとの詳しい制度設計は道なり、それから施策は市町村に任せてくれ、というふうに言わなくてははいけない。そのときに市町村に、施策なり事業なりを組み立てて実行していくためには、やっぱり力をつけていかななくてははいけないと、こういうことなのだろうと思うのです。だから、国のスリム化というのは、確かに重要だというふうに思います。

もう少し今の一巡目に対して、どうですか。

○神田委員：

さまざまな議論が出たのですけれども、私どもは行政を進めていくに当たって、役割分担、日置さんからもお話がありましたけれども、行政でなければならない仕事というのは何なのかということは、しっかり問い直していかなければならないというふうに思っております。

私どももガス会社を移したり、と畜場を移したり、民間に任せる事は民間にということで、小泉さんのキャッチフレーズなのですが、小泉さんよりも先に市長になっておりますので、先にそういうことをやっております。どうしても行政組織というのは肥大化していきますので、何でも行政がやってきましたが、北町長もおっしゃっていましたけれども、やっぱり民間の方がいいもの、そういったサービスについては、いわゆる判断が早いのです。行政がやっていると非常に判断が遅いというのは、私も元々民間人でありましたので、非常に時間がかかると思っています。民間で見るとすぐやるというのが、行政ですぐやるというと3年、5年かかるという話で、とても時間がかかる。それは民主主義の手続ということもあってかかるのだらうと思えます。ですから、行政がやらなければならない役割が何なのかというところを、それぞれの自治体がまず見直すということが必要である。さらには、地域に判断をゆだねていく。それは責任も含めて、権限移譲を含めて、その地域に求めていくということも、ともに必要だと思っております。

一方、私どもは北海道にも提言をさせていただいておりますのは、網走支庁というのが我々のところにあるのですが、あるいは北町長おっしゃったように、土木現業所というところがあるいろいろな仕事をやっています。その仕事を全部、新自治体で受けますと。基本的にはそういうものを受け方向でいきたいと思います。それで、さらにその地域で合併しない自治体もありますから、そうすると、そういうところがサービスが困ることになると、その補完をすることも我々としては将来役割として担っていきましょう。つまり、北町長の広域連合ではないのですが.....。

○北委員：

広域連携でも同じなのです。

○神田委員：

やっていることは同じことに多分なるのだらうと思うのです。ある一定の規模があると技術的な問題も可能になってきますので、そのときには当然北海道から、先ほど言いましたように、政策とか法務能力とかという話をしましたけれども、人材についても受けていかなければならないと。一方、我々は合併を通じて、合併前からですけれども、今、職員の数を減らしていつているのです。大体私も市長に就任してから毎年2%ぐらいずつ減らしていつているので、さらに合併して目標を定めておりますので、効率的な行政を目指していくこととしています。しかしながら、そういった役割をふやしていくことによって、また、新たなそういった専門性のある人を出していただくということも視野に入れながら、そういった提言を実はさせていただいております。

そういったことから、先ほどから申し上げているように、いわゆる自治の作り直しをやっぱりしていくべきだろうと。道州制とは、憲法議論にもかかわってくる話なので、そういう意味で広範な国民議論が全体としては必要なのでしょうけれども、道州制特区が北海道で実現するとすれば、その中で我々は先行的にそういったことを全体として考えていきたいということでもあります。

それと、先ほど日置さんにちょっと誤解があったかもしれませんが、権限移譲に伴ってその経費の部分なのですが、最終的には仕組みの中でこの議論が進んでいくと税源移譲になってきます。税源移譲になっていったときに、その中でそれぞれの自治体が政策について選択をしていくという形になりますので、ただ、今はいくつかのものだけが権限移譲されるということなので、この部分の経費という話になっているものだから、それについてはなかなか皆さん受けづらいですね、という話を日置さんと同じ立場で申し上げたのです。ただ、自立した自治体としてはある一定の枠の中で税源移譲を受けた中で、政策についてもその地域の市民と選択をしていくという時代が来るのだろうというふうに考えております。過渡的には今の状態だったという話でありますので、そこはご理解をいただければと思います。

○五十嵐委員：

ここで、これまでの議論の中でもうちょっと話した方がいいと思う点をいくつか出したいと思うのです。

神田市長は最初に、自治と効率というお話をされて、効率は多分山崎先生がおっしゃった、縦割りの中で出てきているむだを具体的に示す必要があるというお話と多分通じていると思いますし、それが北町長がおっしゃった、そういったことを含めて広域連合でやってきているという具体的な例もお示しいただいたり、あるいは日置さんの方からも、だから民間というのは今、経費率なしでやっているという話もありましたけれども、諸経率の話はさておきまして、無駄とか、それから効率的に考えるということがより具体的にはどういうことになっていくのかという点が一つ。

具体的にその事例があれば、お話いただきたい。もっと現場でこういう活動を、縦割りをやめて横でいくとやれるんだ、ということが必要かというふうに思いますので、そこも含めてお話しいただければと思います。

2点目は、自立の条件ということで、日置さんの方から3点、権限、財源とそれから覚悟というか、私も好きな、やり抜く力というのは最近どこかでいろいろ聞くような気がするのですが、やっぱりやり抜くという、そこが重要なのかなという気はします。神田市長は技術、それから総務力、事務力を含めてやっぱり力が必要だと。その力をやっぱりいかにつけていくのかということは、これからの自治を考える上で重要なところではないかというふうに思います。

時間もありませんので、ちょっとこの2点について、もう少し議論をしていこうと思いますが、自由に。

○北委員：

どこに非効率で無駄があるかという、もう無駄や非効率ばかりです。こんなこと言ったら悪いですけども、本当にあるのです。大きな例でいえば、これは道庁との絡みもあるのですが、道庁改革、支庁改革、市町村再編というのはつながっているのです。一つなのです。それで、支庁があるから、これはある面では補完してくれるから、市町村の連携が逆に薄まっている。市町村の連携をつくるために、支庁が相当補完的なことをある面ではやっているのですが、しかし、本当にそれが必要かどうかということも問題があると思うのです。ですから、各支庁大改革が必要になってくるだろうと。どうコントロールタワーとして、本当の意味の基本的な部分だけにして、あと市町村が担っているものを全部担っていく。例えば土木現業所なんかいい例なのですけれども、先ほども言いましたように、道道の維持管理だとか、あるいは北海道特有のものですが除排雪だとか、あらゆる面で移譲いたしますと、これは1市だけ、1町だけでは完結できないということについては、まさに広域的な話し合いでこれはどんどん広めていくことができますから、そういう意味では財源のむだ遣いというのはものすごく減らせると。そして除雪だって、ここは道道だから、ここは国道だから、ここは町道だからということで分けてやらないで、すべてこれ一貫してやれる。このこと自体が大変違いがある。

それから、いま一つは、例えば道道の改修や拡幅等についてもいろいろありますが、相当のお金が注ぎ込まれておりますけれども、これらも市町村に移行することによって大変大きなむだを省くことができるだろう。それから、いま一ついい例としては、私も隣の町と市と病院連携をすることにしました。これはものすごく、今内部でやらせておるのですけれども、あらゆる面で連携できるのです。これはどういうことかといいますと、各診療部門においても、まさに作業一つにしてできる。ですから、恐らく今具体的にまだ上がってきておりませんが、内部検討中ですが、あらゆる面でコストダウンがものすごい。今までこんなことやっていたのかと。隣の町とやればこんなことまで省略できるのかと。医師自体もびっくりするぐらいですから。これは具体的にまだ言えない部分で、まだ固まっておりますけれども、この自治体間病院間の連携、医療連携というのはものすごく大きな役目を果たす。医師の不足だってちゃんと連携でカバーできるのです。診療報酬やら医療費をどうするかということが盛んに言われておりますが、こういう現場でどういう連携をしていくか。そして医療連携していくか。このこと一つをとってもものすごいコストダウンになるのです。そういうことも含めて、今回、地域主権室が前向きに取り組むことによって、道政改革は本当に大きくできるだろうと。

ほかにも保健所があるのですよ。例えば、広域連合で在宅の部分に移譲してもらったときに、道庁の前の幹部の考えで今の幹部ではないのですが、移譲がなかなかできなかったのです。これを私自身も堀知事まで言ったのですから。でも、やらなければいけないと言いながら、なかなかやってくれない。ということは、保健所の職員がすごく減ってしまうのです。そうかといって、私の職員を増やすかといったら、増やさないでいいの

です。指導監督は日常業務なのです。やっていることは、ただまとめればいだけで。そして1年に3回も来たらいいところなのです。これは本当に無駄。保健所の職員が5名なり6名なりが1市5町ですから大きいのですよ。減員しなければいけないということもあって、私は話し合いをいたしまして、最終的に年度明けからやろうと。今介護保険も含めて、あらゆる面で移譲をお願いしております。ですから、そういう意味では、私は見直ししたら、本当に無駄がたくさんあると、率直な話、こういうふうに思います。

以上でございます。

○五十嵐委員：

それは、翻って市町村がやっぱり権限持つということだと思うのですが、日置さん、いかがですか。

○日置委員：

無駄とか効率化ということかというと、広いのであまり具体的にはあれなのですけれども、先ほど神田さんがおっしゃった判断が遅いというあたりと絡むかなというふうに私たちはふだん行政との協働する中で、これがお金の無駄になっているのか、時間の無駄になっているのかよくわからないのですけれども、行政は判断が遅いと先ほどおっしゃったのですけれども、何でなのかがよくわからないというか、同じことをやっているのに、判断が遅いというのは、何でだろうと。行政だから遅くなるというのは一体何だろうというがちゃんとわからないので、もし教えていただけたらとは思のですが。でも手続が多いというのはすごく感じるところで、例えば釧路の場合だと、今、社会教育の施設をNPOと財団が指定管理者で受けて、財団が1回受けてNPOと共同でやっているのですけれども、市の施設をそういう形で受けているのですが、その中でいろいろやると、やっぱり文化が違うので、手続的なことで非常に私は無駄だとか効率が悪いと思うことがあって、ここまでやる必要があるのかというふうに思います。でも市の施設だからこういうものだというところで、同じ仕組みでやっていく。でもそれだと、民間でやっている意味がないのではないかなとすごく思うのですけれども、それはどこの市町村もそうというわけではないのですが、実際一緒にやる中では、そんなことを感じるのです。どうも制度の中でやっていくと、もともとの行政のやり方に倣ってしまう、その方が安全になってしまうというところがあって、そこをもっと新しいやり方を一緒につくっていけないかなというふうにいつも思います。

でもそういった中では、文化の違うような人たちが一緒にやっていくというのはチャンスだし、北さんみたいにがんがんやる首長さんがいると、きっと私たちもやりやすいのだろうな、と思って聞いているのですけれども、今まで一緒にやらなかった人がやっていく、自治体同士もそうだと思うのですけれども、そこがやっぱり一つチャンスになるかなというふうには思います。

縦割りも、確かに私たちもやっていて弊害だとは感じるのですけれども、でも具体的にできるところからやっていくのが一番いいかなと思っていて、一つ私がかかわって

る範囲の中で最近よく話題として出て、実際も動いているなと思うのが、子育て支援の分野で、子供に関する部署というのは、市町村の中でもたくさんあるのです。例えば、児童家庭の分野があって、障害児になると障害福祉になって、あと教育委員会があって、あと保育園になると保育課があってというふうにいるんな分野があるのです。使う側としても、これの相談のときはどこに、あと児童相談所があったりします。そうしたら、このときはこっちに行って、あのときはこっちに行くと、非常に面倒くさいというのがあって、ただ最近の児童虐待の問題であるとか、さまざまな子供や家庭を取り巻くいろんな課題の中で、やっぱり子供とか家庭の分野は、統合した方がいいのではないかという流れがあって、実は全国的にも子供課、子供局、子供室みたいな形で、子供に関することはここに行けばまず受けてくれるというような部門が各自治体ででき始め、去年、今年ぐらいからすごくふえています。そんなところにかかわっている人の話を聞くと、やっている人は本当に弊害があるのですと、縦割りは効率が悪いと言うので、ただそういった現実の1歩でも取り組みがあると、その中で、具体的にどういう壁をクリアすればよく進むのかという実際の問題が出てくるので、まずできるところから、だれもが合意できるようなテーマからやっていくのが一番だなと。そういう意味では、子育て支援とか子供をどう育むかなんていう分野は、だれから見ても必要だし、今やらなければならないというテーマなので、とっつきやすいというか、テーマとしてはいいなというふうに思いました。

あと、自立の条件という意味では、やり抜く力というのがあったのですけれども、先ほどから神田さんもおっしゃっていると思うのですけれども、やっぱりリスクを負う覚悟というのが絶対条件で、今まで言いつ放しだと楽だったのですよね。住民もこうしてくれ、ああしてくれと言ってその責任を負わない、リスクを負わないというところで乖離ができて、どんどん広がっていったと思うのですけれども、自分たちも福祉的なことをやっていったり委託事業を受けたりする中で、自分がやっていくのだという、やって何かあっても自分たちで何とかしようという覚悟、リスクを負うというところの認識がどう広がるかというところが、これはだれにとってもそうなのですから、その辺を高めていく何か仕掛けがないものかというふうに思いました。

あと全体でいうと、先ほど五十嵐さんおっしゃったような、マネジメントというのが本当に大事ななと思っていて、多分自治体の中というのはマネジメントが分散化されて一連となっていないという感じがして、人を1人使うにしても、私たちみたいな組織だとこの人をどう使うかということが見える範囲でできるのですけれども、自治体みたいに、規模にもよると思うのですけれども、大きくなると、その人の動かすところは人事がやるとか、あと全体を把握して、それを評価してマネジメントするというような仕組みが弱いのかなという気がします。先ほどの判断が遅いというのも、自治体の何か組織的な特徴みたいなものが関係するのかなと思ったのですけれども、教えてもらえれば、判断が遅い理由を……。

○五十嵐委員：

コメントします？ では簡潔に。

○神田委員：

まず私も行政に入って思ったのは、時間というコストの概念というのはほとんどないのです。今は多分そんなことないと思うのですけれども、非常にそういった感覚というのは少ないのだと思います。

それと、議会や関係団体を含めて全部に理解を得ながら進めていくと、必ず利害が伴いますので、こちらの団体にはいいけれども、あちらの団体に悪いということになってきたりするのです。そうすると、きちんと理解を得ながら進めていくという作業を、実は行政というのは膨大な手続を踏みながらやっているのです。それが全部悪いということではなくて、これはやはり日本的な民主主義の現れだと思います。

さらに、縦割りとありましたけれども、国補助金でいうと、経産省の手当てのものもある、文科省のものもある、厚労省というものもあるという、縦割りで来ているわけです。我々行政だけで判断ができないこともあるし、縄張りではないのですけれども、役割分担みたいなのがあるようでございますので、まさに縦割りの調整も含めてこれはどちらなのか？という話がある。簡単に言うと、いくつかの施設をくっつけて作るとしたら、補助金をもらうのが大変だという話なのです。ばかみみたいな話なのですけれども、そういったことを調整したりするのに膨大な手間がかかっているというのが実態でございます。

さらに、先ほどのガス会社の話、すでに民間に売ることが決定したのですけれども、この例をとっていいますと、行政の判断が遅いというのはこういう分野について言うと、新技術の分野、例えばコジェネレーションなんていうハイテクの技術、そんな研究機関を行政は持っていないのですよね。判断する材料すら持っていない。そうすると、実際に財政的に大変だから売ってしまったという話ではなくて、実際にその分野のいわゆる住民サービスのレベルを上げていくときに、むしろ行政がやっていることがマイナスになるのです。判断することすらできないという。簡単に言うと、例えば北ガスさんだったらコジェネレーションの新たなシステムを開発して、どんどんサービスをしていくわけです。我々はそんな研究所を持っていませんから、選択肢を含めて提供することが実はできない分野ももう出てきていると。先ほど申し上げましたけれども、自治体の中で、これから自主的な特徴のある政策をつくっていくときに、やはり政策立案能力も必要だし、法務能力も必要なのだというお話をしたのとやや似ているのですが、そういったことも実はあります。いろんなことが専門的になってきておりまして、一つの自治体だけですべて判断できるような分野だけではなくなっているということも事実でありますので、それらを含めて我々は役割をしっかりと見定めていかなければならないというふうに考えております。ちょっと余計なこともお答えしましたけれども。

○五十嵐委員：

山崎先生、いかがですか。

○山崎委員：

今、いろんな具体的なお話をお三方からいただきました。こうした具体的な事例に即して、あるべき地方自治、そして道州制というものを考えていくということをしていく作業が、道民の関心を高め、そして雰囲気を高めていくということになるのかなと改めて痛感した次第でございます。

○五十嵐委員：

先ほど日置さんもおっしゃったように、一緒にやるのが一つのチャンスだと。文化が出会うというか、民間の人も行政のやり方とか行政がなぜそういうルールになっているかということも知る機会にもなるし、行政が民間の人たちがどういうやり方でやっているかという知り合う一つのきっかけ、チャンスなのかなというふうに思うのですが、吉田部長、今までの議論聞いていただいて、どうでしょう？ ここは部長の発言ではなくて、個人的発言で結構なのですよね。

○吉田部長：

大胆に改革をしなくてはいけないという状況にあるということは、我々共通認識があるのですが、今、役所の判断が遅いという話がありまして、私の場合は市長と違ってもうどっぷり役人の生活に染まっていますから言いわけをすべきではありませんけれども、行政の仕事というのは、基本的にはやはり道民といいますか、住民の皆様方の税金を使って仕事をしているという決定的な問題がありまして、例えばちょっとした予算を使う場合であっても、やっぱり公平で公正でなければいけないという、これは大前提にあるのだということをまず考えなくてはいけないと思います。

公平公正に事業を執行していくということが大前提にあるのだけれども、そういうことを隠れみのにして、極めて大きな非効率を内包してきたということが、問題なのだと思うのです。ですから、今、行政の効率性の議論だとかが盛んにありますけれども、実は行政が民間になればいいということではないはずでありまして、民間にやれることは民間にさせていただかなければいけませんけれども、それは当然のことなのだけれども、しかし、行政の責任も同時に果たすということを考えなくてはいけない。そのときには、行政はやっぱり公平公正で、きちっとした説明責任を果たしていくということを前提にしなければ行政は必要なくなりますから、やっぱりそこは考えなくてはいけないと思います。そういう意味では、時には時間がかかっても慎重に判断をするという場面もあり得ると思うのです。ただ、いわゆるご指摘ありますように、だからといって、決断をしないとか結論を先送りするということは許されていいはずはありませんので、そこはきちっとやらなくてはいけないと思います。

それで、先ほどの話をずっと聞いていて、山崎先生からもお話しありましたけれども、例えば非常に非効率があるということを地方からきちっとはっきり言うべきだという話がありました。今、地方自治体側から国に対して、三位一体改革というものを提案しております。補助金をなくして、それは地方に全部移しなさい、ということを目を自ら言

っている。こういう補助金はやめると、政策誘導型の補助金等はやめなさいと地方の側から今言っている。ですから、これはもう時代状況がはっきり変わってきていて、国に対して地方の側からそういうことを言っている。つまりそれは、地域が自ら主体に政策選択をしていけば、限られた財源をもっと効率的に使えるのだということを主張しているということです。そういう社会環境になってきているという延長線上で実は道州制の問題もあるということでありまして、私どもは、道州制というのは、金の話ではない、制度設計の議論から入ってきておりますけれども、基本的には三位一体も道州制も根は同じです。

それと、道州制で基礎自治体を大事にして、そのために道は自分たちの持っている権限の半分ぐらいは移す。北町長からもっと大胆にやれという話ですから、もっとどんどん検討しなければいけないと思いますけれども、そのことと市町村合併だとか支庁制度改革だとかというのは、全部つながってきているのです。だから、私どもはあれはあれ、これはこれということではなくて、権限移譲の議論もしなければいけませんし、市町村合併も支庁制度の改革も大胆に進めていきたいと思っております。

ただ、例えば権限移譲も基礎自治体が強化されたら移すと言っていると、多分未来永劫移らないので、やっぱりやれるところからというお話ございました。もうやれるところからどんどんやっていく。ですが、不十分かもしれません。私どもが提案した 2,000 項目はお話しあったように、「いや、道路だとかもっとやれ」という話があるかもしれませんが。ですから、私どもが提案しているのは、そういう意味では常にプロセスかもしれませんが、大胆にやっていきたい。既存の制度とか縦割りとか意識はもう全部払拭して、新しい感覚でやりたいと思っております。ただ、役人が考える大胆ということですので、日置さんが考える大胆とは大分レベルが違うので、そういう意味ではどんどん指摘をしていただくとありがたいと、そう思っています。

○北委員：

吉田部長から話があったとおりなのですが、いわゆる役所でやらなければならない仕事を明確に示していかないと。民間でやれることはできるだけ民間でやる。今私どもそれをやってみて初めてなるほどなど。前々から思っていたのですが、そういう制度がなかったものですから、できなかった。思い切ったことを私どもやっております。

そこで、私どものまちの例を言ったら悪いのですが、今縦割りの弊害という話があったのです。縦割りでさまざまな国も道もそうですが、市町村もそうです。我々の窓口自体がその縦割りをまずなくしていかなければいけないということで、私ども普通、総務課というのがありますが、総務課なくしてしまったのですから。総務、税務、企画合わせてまちづくり課という課長 1 人にした。それから、健康ふれあい課、病院から特老から保健・医療・福祉、全部包括したもので一つにしたのです。それからいま一つは、今の NPO さんだとか商業、農業、あらゆる面で全部網羅したもので、そこを一つの課にした。教育委員会は別ですけれども、町長部局は 4 課にってしまった。そうすると、

非常に住民との触れ合い、接触、そういった面ではものすごく一本化してやりやすくなった。

そして今、時間がかかると。例えば大きな問題については、議会にかけなければいけない。予算を伴うもの。これにはやっぱり若干時間がかかるのです。即断即決はしますけれども、議会との調整があります。議会に承認を得なければだめですから。だめと言うより、やれるのはやれるのですけれどもなかなかできない。ご存じだと思います。そういうことから、やはり議会とのさまざまなそういう調整は時間がかかります。あとのことは即断即決で、今、日置さんのご指摘どおり、窓口さえしっかりして一本化しておれば、連携で解決できることですから、我々は即断即決のシステムづくりをやったということだけ申し上げておきたいと思います。

○五十嵐委員：

私も最後に申し上げておきたかったなという具体例の一つは、北町長おっしゃった中に入っていて、農業とか商業とか流通・雇用の分野です。この分野がばらばらになっていたのでは、やっぱりいつまでたってもまちの自立とか自治を考えていく上ではなかなか不便だなと。税収が上がらないという話がありましたけれども、やっぱり税収を上げるという努力も町村では必要なわけで、そうすると今、農村観光とかあるいは冬に観光客が随分と東南アジアから来ているとかいろんなことがありますけれども、観光と商業と農業とそういったものが一つになって、ではどうやって農地を守っていくとか、農業者なくさないようにしようとか、景観守っていくとか、次元の違うことではなくて、同じレベルでやっぱりその市町村あるいは広域で議論していく必要があるのだなというふうに思っています。

この会議で繰り返し農業、農地の話はしているのですが、なかなか進まないのですけれども、やっぱり北海道もそうですし、町村もそうなのですが、産業がなくなってしまうたらなくなってしまう。それは何かというとやっぱり農業、1次産業というものをもう一回きちんとやらないと、福祉も教育も何もなくなってしまうだろうという、そういう危機感やっぱり持ってほしいなというふうに思っています。

ありがとうございました。時間でございまして、ちょうど時間となりましたというのは何ですけれども、1分、どうぞ。

○北委員：

この権限・財源移譲どんどんしていく。そうすると、市町村考えるのですよ。そうしたらこれ、住民のためになる、自らの。そうしたら、広域連携というものをしながら、あるいは連合でもいいのです。そういった中で将来の合併促進にものすごく役割を果たすということだけは覚えておいてほしいのです。私は合併には何も反対でないですから。そういうことも含まれているということ、仕事ですから、仕事で示す。住民の意識改革の中で本来的な合併をしていけば、自治区どころでないのです。みんなが自治区になってしまう、1人1人が。そういう意味だということです。1分間ということですから。

○五十嵐委員：

ありがとうございました。まとめていただいたようなところありますけれども、ちょっと今日の議論なのですけれども、多々いろいろと自治体のあり方について議論をいただきました。基本的なところでは、最後、日置さんおっしゃったところで、権限も責任もリスクもすべて負うのだという覚悟が必要だということで、この考え方というのはやっぱりこれからの基礎自治体に必要なことなのかなというふうに思います。ただ、それを部長の話もありましたけれども、その力が付くのを待っていていいのかということ、そうではないということで、今日皆さんからお話しありましたように、やれるところからやっぱりやっていくのだと。一つでも多く示していこうじゃないかと。山崎先生からもありましたけれども、具体例をやっぱり示しながら、理解を深めていくということが重要なのだろうと。かつ、それを我々自身が理解しているだけではなくて、道民にももちろん理解していただくというだけではなくて、国にも言っていくのだということで、情報発信が必要なのだろうと。情報発信というのは何となく薄っぺらい言葉なのであれなのですけれども、やっぱりやることで示していきたいなということではなかったかというふうに思います。

つたないコーディネーターでございましたけれども、お返ししたいと思います。

○前川室長：

コーディネーター役を務めていただきました五十嵐委員、ありがとうございました。

本日は、大変貴重なご論議をいただき、まことにありがとうございます。心から御礼申し上げます。

この後、11月16日、水曜日でございますが、「道州制のもとでの住民の活動、自治のあり方」をテーマに第3分科会を開催してまいりたいと思います。お時間の許す限り、こちらの分科会にもご出席いただければ幸いです。

さらに、各分科会でそれぞれの分野について議論を深めた後、知事の出席のもとに、12月の下旬に全体会議を開催する予定でございます。全体会議では、会議の冒頭に各分科会での議論の内容をコーディネーター役の委員からご報告していただき、それぞれのテーマについて、全体で議論を重ねていきたいと考えております。

全体会議の詳しい日程等につきましては、後日改めてお知らせいたしますので、よろしく願いいたします。

本日は、まことにありがとうございました。